

熊本県地産地消協力店募集・指定実施要項に係る Q & A

Q 熊本県における地産地消とは？

A 地域で生産した物を地域で消費することを一般的に「地産地消」と定義していますが、熊本県では、農林水産物をはじめ、伝統文化、地域文化、健康、環境など地域の魅力を生かすことにより、生産者と消費者の交流を通じて、より暮らしやすい豊かな生活や活力に満ちた地域の実現を目指すための取組と位置付けています。

Q 県産品とはどのようなものか？

A 県産品の例として、熊本県産の米・野菜・果物・食肉製品・乳製品・畳(畳表)・花きなど農畜産物、木材など林産物、魚・海産物・魚肉ねり製品など水産物、生菓子・豆腐類・納豆・めん類・酒類・冷凍食品・弁当類・そうざいなど加工食品を想定しています。

Q 協力店の取組みのうち、「県産品の購入・利用促進に向けた店舗独自の取組みの実施」とはどのようなことか？

A 県産品の購入・利用促進に向けて、次の例に示すような活動にご協力ください。

＜販売店＞

- ・県民への県産品の旬や食べ方などの情報提供
- ・県産品を使用した料理レシピの掲示、配布など
- ・県産品のみの販売コーナーの設置
- ・県産品試食会、県産品フェアなどの開催
- ・県が行う地産地消の推進に関する取組みと連携したイベント開催 など

＜飲食店＞

- ・年間又は旬に応じて、地域の特産品などの県産品を使用したメニューの提供
- ・県産品を使用した伝統料理、郷土料理やこれらをアレンジしたメニューの提供
- ・県産品を使用した新しいメニューの開発・提供
- ・県産品を使用した食のフェスタなどの開催
- ・県が行う地産地消の推進に関する取組みと連携したイベント開催 など

Q 協力店の取組みのうち、「消費者の安心・安全等に配慮した取組みの実施」とはどのようなことか？

A 各種法令に基づいた取組みで、販売店は適正な食品表示・産地表示など食の安全・安心等に、飲食店は衛生・栄養に配慮した料理の提供などに努めていただくことを、想定しています。

Q 協力店の取組みのうち、「熊本県ホームページやSNS等での情報発信」とはどのようなことか？

A 県では機会があるごとに協力店の情報を HP「くまもとのアグリ&フード」や公式 SNS「KUMARICH」等で紹介し、集客のお手伝いをさせていただきます。また、協力店の地産地消の取組みや県産品の紹介などを、貴店が運用されている HP や SNS での情報発信にご協力をお願いします。その際、掲載内容や運営管理は協力店の責任において行ってください。

Q グループ企業など複数店舗で申請する場合、どのようにすればよいのか？

A グループ企業などが同一組織の複数の店舗分を一緒に申請される場合は、代表者が作成した別記様式1(1部)と一緒に、店舗ごとに申請店舗情報(別紙)をそれぞれ作成し、提出して下さい。

Q 申請するにあたり募集期間はあるか？

A 年間を通して、申請いただけます。

Q 協力店の指定はいつまでか？

A 協力店指定の期限はありません。ただし、協力店自らが指定の辞退を行う場合、又は要項第3に合致しなくなった場合は指定辞退の届出をお願いします。届出は「電子申請サービス」もしくは別記様式2「地産地消協力店内容変更・指定辞退届出書」に必要な書類を添付のうえ、持参・郵送・メールのいずれかにより提出をお願いします。

Q 協力店の指定を取り消されることはあるか？

A(1)要項第8による指定辞退の届出があったとき(2)県が行う確認又は調査により、第3の取組みを満たさないことが確認された場合又は廃業等により営業の実態がないと県が判断した場合(3)その他県が協力店として不適合であると判断した場合に取り消しとします。